

Weekly Report

第517号
令和元年8月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

軽減税率の対象となる「飲食料品」Q & A

本年10月から消費税率引上げとともに、飲食料品（酒類・外食を除く）と一定の新聞を対象とした軽減税率制度が実施されます。

◆「飲食料品」に関するQ & A

Q. 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」とは？

A. 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、食品と食品以外の資産が一体として販売されるもののうち、税抜価額が1万円以下で、食品に係る部分の価額の占める割合が2/3以上である場合も含まれます。

Q. みりんや料理酒等の販売は対象？

A. 酒類に該当する「みりん」は対象外です。ただし、酒類に該当しない「みりん風調味料（アルコール分が一度未満）」や、「料理酒などの発酵調味料（アルコール分が一度以上だが、塩などを加えることで飲用できないようにしたもの）」は対象です。

Q. 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は対象？

A. 「医薬品」、「医薬部外品」、「再生医療等製品」

は食品に該当しないため対象外となります。なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは対象です。

Q. 食品の製造において使用する「添加物」は対象？

A. 食品衛生法に規定する「添加物」は対象です。

Q. 飲食料品を販売する際に使用する包装材料や容器の取扱いは？

A. 飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものである場合は、包装材料等も含めて対象となります。なお、贈答用の包装などで別途対価を定めている場合、その包装材料等の譲渡は対象外となります。

令和元年度の地域別最低賃金を確認

令和元年度の地域別最低賃金について、中央審議会が先月末に示した改定額の目安などを参考に、各都道府県の地方審議会が審議した改定額の答申が出揃い、19県が引上げ目安を超える改定額を答申しました。

これにより、すべての地域で26円以上（26～29円）の引上げとなり、答申された改定額の全国加重平均額は901円（27円引上げ）となります。

なお、改定額の発行日は各都道府県で異なりますが、10月1日～6日までに発効される予定です。

地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で必ず確認しましょう。

国税の滞納残高は20年連続で減少

国税庁によると、平成30年度末における国税の滞納残高は、滞納整理した額（6555億円）が新規発生滞納額（6143億円）を上回ったことから8118億円となり、20年連続で減少しました。

なお、30年度に発生した新規滞納額を税目別で見ると、消費税が3521億円で全体の約57%を占め、14年連続で最多となっています。

税金を滞納した場合は、財産の差し押さえや換価（売却）といった滞納処分を受けることがありますので、納税資金を考慮した資金繰りが重要です。